

2024年度定例のリスト改正等を含むパブリックコメントが開始

2025. 2. 4

CISTEC 事務局

1. はじめに

2025年1月31日に「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等（重要・新興品目等）に対する意見募集について」と「外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）に対する意見募集について」の、いわゆるパブリックコメントが開始された。3月1日が締め切りである。

I. 「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等（重要・新興品目等）に対する意見募集について

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595125012&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595125012&Mode=0)

- (1) 重要・新興技術関連品目等に係る改正
- (2) 規制の合理化・適正化に係る改正
 - ① 包括許可制度の見直し（合理化）
 - ② 特定の品目に係る輸出管理の見直し（適正化）
 - ③ 返品等に伴う輸出管理の見直し

II. 外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）に対する意見募集について

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595125013&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595125013&Mode=0)

- (1) 補完的輸出規制の見直し
 - ① 通常兵器キャッチオール規制の見直し
 - ② グループA国経由の迂回対策
- (2) 輸出管理に係る制度・運用の合理化
 - ① CL（チェックリスト）の見直し
 - ② 外国軍隊の防衛装備の持ち帰りに係る手続の合理化
 - ③ 展示会等の技術提供に関する手続に合理化
- (3) 技術管理強化のための官民対話スキームに係る技術の追加

今年度は、定例の国際輸出管理レジーム合意にもとづくリスト規制の改正の他に、昨年4月の産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の「中間報告」に盛り込まれた数々の提言の具体化もあり、盛りだくさんのものとなった。

ここで、昨年4月24日の経済産業省のニュースリリースを借用する形で「中間報告」のおさらいをしておく、すでに施行されている技術管理強化のための官民対話スキームも含めて、以

下の項目が提言された。

1. 汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりに対応した補完的輸出規制の見直し
2. 技術管理の重要性が高まる中、外為法の仕組みを活用した技術管理強化のための官民対話スキームの構築
3. 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携
4. 安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化

これ以外で、パブリックコメントの対象になっているのは、防衛装備品の国際展示会での説明等に関する包括役務取引許可の新設である。

以下、解説する。

2. 中間報告の提言の具体化

ここで、中間報告の提言が、どう具体化されようとしているのか、中間報告の提言の順にしたがって簡単に「素描」しておくことにする。

(1) 補完的輸出規制の見直し (Ⅱの(1)に対応)

1) 通常兵器キャッチオール規制の見直し (Ⅱの(1)①に対応)

通常兵器キャッチオール規制は、インフォーム条項を除けば、貨物(輸出令別1の16の項)は輸出令第4条第1項第三号ハと通常兵器開発等省令の規定で、技術(外為令別表の16の項)は貿易外省令第9条第2項第七号ハと通常兵器開発等告示の規定で規制されている。さらに補完規制通達で、用語の解釈等が規定されている。

i. 客観要件の追加

通常兵器キャッチオール規制は、現状では「輸出令別表第3地域に掲げる地域(①グループA国)」以外に規制が課せられているが、その地域区分と客観要件についての、改正の方向は次のとおりである。

- ・輸出令別表第3の2地域(②国連武器禁輸国)：
用途要件 → 用途要件+需要者要件
- ・①と②以外の地域(③一般国)：(客観要件なし) → 用途要件+需要者要件

ii. 16の項の貨物・技術

16の項の貨物・技術は、現行では、貨物は輸出令別1の16の項として、技術は外為令別表の16の項として規定されている。

これを貨物は16の項(1)として兵器転用の懸念が高い①工作機械(1から6まで)、②航行用無線機器(7)、③集積回路(8)、④航空機、部品(9)、⑤航行用機器(10)、⑥検査用機器(11、12)の6品目(特定品目)に限定し、(2)は(1)を除く現行の全品目と再規定する。16の項(1)の貨物等省令は第14条の2と

して関税定率法別表（いわゆるHSコード）で規定される。技術は、16の項のまま、貨物等省令も（若干の修正はあるが）第28条のままである。

今般、輸出令別1の16の項の貨物が、16の項（1）と（2）に2分割される訳であるが、これは2008年11月施行の政令等改正で、従前の別1の16の項が、16の項（1）と16の項（2）に分割された流れと共通性がある。ちなみに2008年度の改正も通常兵器キャッチオール規制の見直しによるものであり、16の項（1）は、「1 ニッケル合金又はチタン合金」以下32の特定品目が規定されていた。

iii. 輸出令第4条第1項第三号、貿易外省令第9条第2項第七号

貨物は、輸出令第4条第1項第三号は、輸出令別1の16の項（1）の規定として、同じく第四号は16の項（2）の規定として再規定される。このため少額特例条項である第四号が第五号にスライドする。

技術は、貿易外省令第9条第2項第七号が、第七号は輸出令別1の16の項（1）の技術の、第八号は輸出令別1の16の項（2）の技術の規制として再規定される。

iv. 通常兵器開発等省令、通常兵器開発等告示

通常兵器開発等省令は（核兵器等開発等省令のように）、第一号に用途要件、第二号、第三号に需要者要件が規定される。③一般国（16の項（1）：特定品目のみ）と②国連武器禁輸国向け輸出に適用される。

通常兵器開発等告示は（核兵器等開発等告示のように）第一号に用途要件、第二号、第三号に需要者要件が規定される。③一般国（16の項（1）：特定品目のみ）と②国連武器禁輸国向け技術の提供に適用される。

現行は、③一般国向けはインフォーム要件しか課せられていないが、これによって大きく内部審査等の管理が増えることになる。

v. 補完規制通達

補完規制通達もこれら一連の改正を受けて、特に需要者要件が新しく追加されるので、**通常兵器キャッチオール規制の強化に伴い「明らかなガイドライン」**が大幅に改正される。

⑰は「外国ユーザーリスト」関連の項目であるが、**需要者の関与の懸念される種別が「通常兵器」**として「外国ユーザーリスト」に盛り込まれることになる。

⑲では、国連武器禁輸国向けの輸出等についても通常兵器の開発等を強く意識した項目として新設される。

2) グループA国を經由した迂回に対する措置（II（1）②に対応）

迂回防止のために現行ではキャッチオール規制の対象外である①グループA国にも**大量破壊兵器キャッチオール規制、通常兵器キャッチオール規制ともどもインフォーム要件**が

課せられることになる。

このため、貨物は輸出令第1条第3項が追加され、輸出令別表第1の16の項貨物の輸出にあたり、経済産業大臣からインフォームされた場合は、外為法第48条第2項の輸出許可申請をすることになる。

技術は外為令第17条第2項が新設・追加され、外為令別表の16の項技術の提供にあたり、経済産業大臣からインフォームされた場合は外為法第25条第2項の役務取引許可申請をすることになる。

キャッチオール規制においては、初めての、画期をなす規制の導入になるものと思われる。

(2) 技術管理強化のための官民対話スキームの構築（Ⅱの（3）に対応）

このスキームについては、既に施行されており、制度的なことも含めて、解説記事を掲載しているので、あらためては説明しない。

[「技術管理強化のための官民対話スキーム」に関する改正貿易外省令、告示の公布について](#) (2024.11.1)

今般は、「告示」第二号に定める「重要管理対象技術」が10品目から ①磁気センサ、②スポンジチタン、③正負極バイнда、④固体電解質、⑤セパレータ製造装置の5品目の設計・製造技が追加されることになる。

重要管理対象技術は、今後も（増減の両方の観点から）随時見直しがされていくものと思われる。

(3) 機動的・実効的な輸出管理のための重層的な国際連携（Ⅰ（1）（2）②に対応）

・国際輸出管理レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による管理等

リスト規制全体の改正の詳細の解説は、今後行う予定ではあるが、経済産業省の「意見募集について」では、「国際的な協調の下、責任ある技術保有国として、重要・新興技術の軍事転用防止を目的に、関連する特定品目を追加するとともに、技術的な仕様の見直し等（ワッセナー・アレンジメント等での一致を踏まえた改正を含む。）も行う。」ものとされている。そのうえで、重要・新興技術関連品目として以下が列挙されている。

「<重要・新興技術関連品目>

- ・輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の6の項（10）、7の項（15の3）、（24）若しくは（25）又は外国為替管理令（昭和55年政令第260号）別表の6の項（6）
- ・貨物等省令第5条第12号、第6条第1号ヨ若しくは第2号ヨ、第16号の3、第17号カ、レ、ソ、ツ、ウ、キ若しくはコからシまで、第17号の2ロ、第17号の3ニ、第18号の2、第25号若しくは第26号、第7条第7号、第18条第6項、第19条第1項第5号、同条第2項若しくは第3項第9号から第11号まで又は第20条」

内訳は、先端半導体関連が貨物・技術あわせて15品目、量子コンピュータ関連が4品目、その他が2品目（金属積層造形装置、高温コーティング技術）である。

また、特定の品目に係る輸出管理の見直し（適正化）として以下が列挙されている。

「国際的な平和及び安全の維持の観点から、特定の貨物・技術の輸出管理を強化します。

- ・輸出令別表第1の7の項（2）、（18）、（22）又は（23）の一部
- ・外為令別表7の項（1）の一部
- ・貨物等省令第1条第14号イからハマまで又は第5条第2号イからハマまで」

この2つのものが、リスト規制改正の全体の概要であると思われる。3年ぶりの政令改正を伴うものである。

（4）安全保障上の懸念度等に応じた制度・運用の合理化・重点化

1）半導体製造に用いられる一部の圧力計やクロスフローろ過装置の部分品を特別一般包括許可の対象に追加（I（2）①に対応）

中間報告では次のように説明されている。

「半導体製造用のポンプ・バルブは、WMD 関連品目であっても安全保障上の懸念が低い場合については合理化の対象としたが、同用途の圧力計やクロスフローろ過装置の部分品は、同様に転用懸念が低く、年間の審査実績が積み上がってきていると判断されることから、一定の条件の下、国際輸出管理レジームに参加していない国を含め、特別一般包括許可の対象とすべきである。」

これを受けて、輸出令別1の2の項（33）の圧力計は「ろ地域（ち地域を除く。）」向けを、輸出令別1の3の2項（2）4のクロスフローろ過装置の部分品（装置そのものではなく、部分品だけである！）を「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」向けを、半導体製造装置に組み込まれるものや半導体製造工程に用いられるものであって、半導体製造の需要者向けとするものは、特別一般包括許可の対象になる。ただし、ストック販売は認められず、誓約書や事後報告事前届出等の条件が課せられるのは、ポンプ・バルブと同様である。

2）インドや一部の ASEAN 諸国向けの工作機械の輸出については、当該工作機械に移設検知装置が搭載され、輸出者が適切な管理をしているということが確認できる場合には特別一般包括許可の対象に追加（I（2）①に対応）

中間報告では次のように説明されている。

「日本の工作機械企業は製造拠点としてインド及び ASEAN 諸国に進出していることや、新たな国家安全保障戦略や防衛装備移転協定等により我が国にとってインドや一部の ASEAN 諸国との関係が変化していることを踏まえ、インドや一部の ASEAN 諸国向けの工作機械の輸出 については、当該工作機械に移設検知装置が搭載され、輸出者が適切な

管理をしているということが確認できる場合には、特別一般包括許可の対象とすべきである。」

これを受けて、**移設検知装置を搭載した2の項該当の工作機械とそのプログラム**が、特別一般包括許可の対象になる。ただし、ストック販売は認められず、誓約書や事後報告事前届出等の条件が課せられ、かつ以前は「韓国」だけの地域区分であった「**り地域**」（インド、シンガポール、フィリピン、マレーシアの4カ国として再規定される。）向け限定ではある。

3) 防衛装備関連

i. 我が国自衛隊と同志国部隊との共同訓練のため、同志国が我が国に持ち込んだ防衛装備の我が国からの輸出について、外為法の適用可否を含めた手続の簡素化（Ⅱ（2）②に対応）

輸出令第4条の柱書きには「法第48条第1項の規定は次に掲げる場合には適用しない。ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物についてはこの限りでない。」として、いわゆる武器の輸出についての特例の適用は、現行規定ではない。ここに「ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（**第二号ホに掲げる貨物を除く。**）については、この限りでない。」として、武器輸出の特例が新設される。

「**第二号ホに掲げる貨物**」とは具体的には、無償告示といわれるものに規定され、今回、無償告示第一号10として「外国の軍隊その他これに類する組織が自衛隊と実施する訓練に用いるために持ち込んだ貨物であって、当該訓練中又はその終了後に輸出するもの（我が国が締結した条約を履行するために許可を要するものを除く。）」が追加される。

主語が「外国の軍隊その他これに類する組織」であり、本邦の輸出者には関係がない特例ではある。

運用通達の4-1-2にも関連する解釈等が追加される。

ii. 本邦において使用するために輸入された防衛装備を修理するために調達先に返送する際の手続の簡素化（Ⅰ（2）③に対応）

外国から調達した武器とその技術に不具合があったときに外国に返品する際の包括許可として「特別返品等包括輸出・役務取引許可」がある。

包括許可取扱要領の同許可の申請者の要件は、（1）CP/CL受理票の交付を受け、特別返品等包括許可に関する体制を整えている者であって、（2）実施状況調査を受けており、（3）過去1年間に該当貨物等輸出等を5回以上行った実績があり、（4）特別返品等包括許可に関する十分な知識を持った者を管理責任者とする社内体制を有する者、というものである。

この申請者の要件が、

- ①輸出者等遵守基準省令に定める該非確認責任者を選任し、特別返品等包括許可に関する体制を整えている者、又は
- ②CP/CL受理票の交付を受け、特別返品等包括許可に関する体制を整えている者に緩和される。

iii. エアバック用の火薬類等を特別一般包括許可の対象に追加（Ⅰ（２）①に対応）

輸出令別表第1の貨物ではあっても、**防衛装備には分類されない1の項（3）の火薬類**の中の**エアバック用の火薬類**を「と地域②」向けに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の対象にする。1の項貨物・技術に関しては、「い地域①」（＝輸出令別表第3地域）向けに、輸出令別表第1の1の項（1）、（2）、（3）の貨物の一部とその使用の技術が特定包括許可の対象になっているが、特別一般包括許可の対象になるのは初めてである。

4) 輸出者等概要・自己管理チェックリストの見直し（Ⅱ（２）①に対応）

CP受理票が交付されている輸出者は毎年7月に安全保障貿易管理検査官室に輸出者等概要・自己管理チェックリスト（以下CLという。）を提出しているが、これは大幅に簡素化されることになる。

これは、「中間報告」では、次の箇所に対応するものと思われる。

「今後の立入検査は、輸出者の内部管理体制や保有する機微技術、輸出実績を踏まえ、高いリスクが想定される輸出者に重点を置き、懸念が低い輸出者の負担軽減を図るべきである。

上記にとどまらず、審査・検査の過程で得られる機微な情報の把握の必要性を考慮しつつ、提出書類の省略や簡素化など、一層の合理化を不断に行う必要がある。」

CLを簡素化し、報告の内容も簡単なものになるが、これは内部管理を緩和してもいいということではない。輸出管理部門は、従来どおり内部の管理を適格に実施し、その状況を十全に把握し、立入検査にいつでも対応できる常態にしておくことが必要である。ただし、この簡素化によって、負担軽減は期待できるものがある。

5) 中古工作機械に係る手続の適正化（Ⅰ（２）に対応）

中間報告では次のように説明されている。

「中古の工作機械を輸出する場合は、製造した企業と輸出者が異なることから、該非判定や取引審査を怠るなど適切な輸出管理がなされない事例が散見される。このため、中古の工作機械の輸出者に対し、注意喚起等の指導を含む厳格管理に向けた取組を強化すべきである。」

この提言を受けて、工作機械の位置決め精度等は、（1）当該工作機械の製造者、（2）

製造者以外の者が行う場合、と区分し、後者の製造者以外の者が行う製造した日から20年超のもの取り扱い、(1)の製造者が行う取り扱いも含めて現行どおりである。今般、製造者以外の者が行う製造した日から20年以内のもの取り扱いが新たに規定される。

具体的には、製造者以外の者が実測値で該非判定をする場合、製造者に妥当性を確認したうえで、経済産業省に届出を行うこととする(届出を行わない場合は「申告値」又は「カタログ値」等で該非判定を行う。)。この「届出」が規制強化となる。

経済産業省は、「届出」が適切であれば、「届出受理票」を発行し、製造者以外の者が輸出をする場合、この「届出受理票」は通関の際に税関に提出し、確認してもらうことになる。

3. 中間報告提言以外の具体化

・武器技術(使用の技術)の包括許可(Ⅱ(2)③に対応)

本件は、中間報告の対象ではなく、CISTEC 制度専門委員会防衛装備移転手続等対応WGが2025年1月24日に提出した「防衛装備移転に係る手続き的環境整備に向けた課題について(要望)(その3)」の中の要望のひとつである。

ここでは次のように要望している。

「・・・展示会等を対象にした簡便で包括的な許可制度の創設を要望いたします。その際、展示会等で提供する防衛装備品に関する基礎的マーケティング情報について、防衛省の事前確認は必要になると考えるものの、展示会等の都度、経済産業省に役務取引許可申請を行うことは手続き負担が大きく、かつ、展示会会場で誰に情報を提供するかといった需要者の特定も現実的ではないことから、防衛省に展示会毎に又は対象技術毎に提供する情報の事前確認を行うことを条件に、一定期間内に開かれる展示会等において需要者を特定することなく、展示品の説明などの情報提供ができるような包括的な許可制度の創設を検討いただきたい。」

この要望が、「包括許可取扱要領」の「Ⅵ 展示会等包括役務取引許可」として実現するのである。

対象技術は、外為令別表の1の項の技術(事前に基本技術情報に係る関係行政機関(たとえば防衛省等であると思われる。)の長の意見書等を得た技術)であり、次のような局面での適用が見込まれる。

- ① 非居住者も参加する展示会、情報交換会での防衛装備に関する説明等
- ② 外国政府要人等の防衛装備の工場見学等
- ③ 外国事業者の許諾を得て実施する技術の実施状況の説明等

有効期間は3年間であり、申請者の要件も輸出者等遵守基準省令の該非確認責任者と統括責任者を選任するだけでよく、防衛産業の関係者にとっては、都度の許可申請の負担が軽減することが期待できる。

ただし、防衛装備に関しては、「要望書（その3）」にあるように、これ以外にも課題が少なからずあり、関係者の経済産業省その他の政府機関への、地道な、粘り強い働き掛けが必要であり、CISTECとしてもそのサポートに努めていくことにしている。

4. おわりに

パブリックコメントの全体は例年に比べて多いものがあり、この「素描」にすぎない解説では、細部まで触れることができなかつた。今後、たとえばリスト改正、包括許可の改正、補完規制の改正等分野別の解説を充実させていくことにしている。

今後、3月1日までに意見提出の作業をすすめていくことにするが、CISTEC 経由での意見提出を考えている賛助会員の委員の意見も盛り込んでいくので、是非積極的に意見提出をお願いいたします。

なお、本稿は現時点での CISTEC の理解に基づいたものであることをお断りしておきます。誤解や不足点等については、是非ご指摘いただきたくお願いいたします。

以上